

領事・旅券手数料改正のお知らせ

平成30年3月15日
在サンパウロ総領事館 領事部

平成30年(2018年)4月1日をもって、領事・旅券手数料が下記のとおり改正される
予定ですので、お知らせいたします。なお、()内は旧手数料です。

種 別	金 額 (R\$)	
遺産の保護管理 遺言の公証	遺産の額の2/100 163,00(184,00)	
旅券関係	一般旅券(10年用)の発給	457,00(516,00)
	一般旅券(5年用)の発給	314,00(355,00)
	一般旅券(12歳未満)の発給	171,00(194,00)
	他の一般旅券の発給(限定・記載事項変更等)	171,00(194,00)
	一般旅券の渡航先の追加	46,00(52,00)
	一般旅券の査証欄の増補	71,00(81,00)
	渡航書の発給	71,00(81,00)
査証関係	一般入国査証 a. 一般	86,00(97,00)
	b. インド人	24,00(27,00)
	数次入国査証 a. 一般	171,00(194,00)
	b. インド人	24,00(27,00)
	通過査証 a. 一般	20,00(23,00)
b. インド人	2,00(2,00)	
	再入国の許可の有効期間の延長	86,00(97,00)
証明関係	国籍証明	126,00(142,00)
	在留証明	34,00(39,00)
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	34,00(39,00)
	職業証明	57,00(65,00)
	署名又は印章の証明	
	イ. 官公署に係るもの	129,00(145,00)
	ロ. その他のもの	49,00(55,00)
	遺骨証明	71,00(81,00)
	原産地証明	126,00(142,00)
	日本品の外国輸入証明	109,00(123,00)
	船内遺留品目録証明	26,00(29,00)
	航行報告証明	37,00(42,00)
上記に掲げるもの以外の証明	60,00(68,00)	